

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除…………… (環境推進課)	76
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定…………… (環境推進課)	76
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	76
○土地改良法による道営換地処分…………… (農業施設管理課)	76
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	76
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	77
○第一種市街地再開発事業の終了の認可…………… (建築指導課)	78
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	79
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	79

告示

北海道告示第128号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定を解除する要措置区域 平成26年北海道告示第681号で指定した区域（室蘭市八丁平1丁目26番1、31番1、62番の一部及び64番の一部）の全部
- 2 特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 盛土及び舗装

北海道告示第129号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によっ

て汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市八丁平1丁目26番1、31番1、62番の一部及び64番の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成28年2月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
清水松沢	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理、除磔	北海道十勝総合振興局
芽室北第2	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除磔	同
大正北2	客土、暗渠排水、区画整理、除磔	同

北海道告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、岩見沢市の大沼地区及び幌向地区並びに岩見沢市及び美唄市の峰岩地区（岩見沢）及び峰岩地区（美唄）の換地処分をした。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- サントボン大正川（Ⅱ-72-1230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大正川1の沢（Ⅱ-72-1250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大正川2の沢（Ⅱ-72-1260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭川台場東3丁目（Ⅰ-4-76-3100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市台場東2丁目、台場東3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中央の沢川（Ⅰ-72-0640）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 常呂郡置戸町字置戸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
置戸心和（Ⅰ-7-88-2582）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
常呂郡置戸町字置戸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
置戸西町（Ⅰ-7-89-2583）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
常呂郡置戸町字置戸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見大正2（Ⅱ-7-95-1942）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見大正3（Ⅱ-7-96-1943）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市大正（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見大正4 (Ⅲ-7-38-674)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市大正 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走鱒浦2 (Ⅰ-7-37-2531)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市鱒浦 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川台場2条6丁目 (Ⅰ-4-75-3099)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市台場2条6丁目、神居町台場 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川台場東4丁目 (Ⅰ-4-77-3101)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市台場東4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 旭川神居9条1丁目1 (Ⅱ-4-67-2383)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居9条1丁目、高砂台3丁目、高砂台4丁目、神居町神岡 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川神居9条1丁目2 (Ⅰ-4-79-3103)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市神居9条1丁目、高砂台3丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川忠和6条1丁目 (Ⅰ-4-82-3106)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市忠和6条1丁目、神居町忠和 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第134号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の20第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 ふらのまちづくり株式会社
- 2 市街地再開発事業の名称 富良野市東4条街区地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成24年9月19日から平成27年3月31日まで

- 4 施行地区 富良野市幸町7番11、7番34、50番4、533番2、584番2、585番2、777番2、1432番2、1436番2、1439番2、1490番2、1616番2、1711番2、11367番、11368番2、11369番2、11370番1、11371番から11390番まで、市道東3条の一部、市道南3丁目1の一部である。
- 5 施行認可の年月日 平成24年9月19日
- 6 終了の認可の年月日 平成28年2月15日

北海道告示第135号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項いぶり中央漁業協同組合の事項中「同 登別支所」を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年2月23日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

自動車（貨物兼乗用自動車） 1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成28年6月15日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年2月23日（火）から同年3月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成28年4月6日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月5日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 2台
イ 予定時期 平成28年5月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 2台
イ 予定時期 平成28年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (3)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台
イ 予定時期 平成28年11月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (4)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 5台
イ 予定時期 平成28年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (5)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 3台
イ 予定時期 平成29年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 6, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than April 5, 2016)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416